

---

# NPO法人の財務諸表体系

会 田 富士朗

---

## 1. はじめに

周知のごとく、1998年3月に民法第34条の特別法として「特定非営利活動促進法」（以下、NPO法という）が成立した。その後、このNPO法は2002年12月に改正され現在に至っている。NPO法の施行以降、特定非営利活動法人（以下、NPO法人という）として認証を受けた団体は、2003年11月には約14,000団体に及んでいる。

ところで、NPO法人の会計については、NPO法第27条（会計の原則）によって以下のことが定められている。

1. 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。（正規の簿記の原則）
2. 財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、会計簿に基づいて収支及び財政状態に関する真実な内容を明りょうに表示したものとすること。（真実性・明瞭性の原則）
3. 採用する会計処理の基準及び手続きについては、毎年（事業年度を設けている場合は、毎事業年度）継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。（継続性の原則）

なお、2002年改正において、予算準拠の原則（「収入及び支出は、予算に基づいて行うこと」）が削除された。これは、他の法令等では予算準拠規定がなく、NPO法人だけが成立した予算に過度に拘束される可能性があること、また、災害支援等に対応する場合、この原則に過度に忠実であるとNPO法人の活動に支障が出る可能性があること等が挙げられている。

また、NPO法第5条においては、区分経理を行わなければならないことが規定されている。NPO法人は特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、「その他の事業」を行うことが認められている。その場合、本来の目的である特定非営利活動以外の活動については、その会計を特定非営利活動に係る事業に関する会計から区分して、特別会計とすることが要請されている。これは、本来の目的である特定非営利活動に係る事業と「その他の事業」とが、会計上、混同されることが適切ではないからである。

現在のところ、NPO法人の会計処理に関する基準は存在していないといえる。そのような中で、実務上の会計指針としては、（旧）経済企画庁国民生活局が『特定非営利活動法人の会計の手引き』（以下、『会計の手引き』という）を公表している。また、NPOアカウンタビリティ研究会も『NPO（特定非営利活動）法人等の会計指針公開草案』（以下、『会計指針公開草案』という）を公表している。このNPOアカウンタビリティ研究会は、民間の組織であるシーズ=市民活動を支える制度を作る会が中心となって組織された研究会である。構成メンバーは、会計研究者、公認会計士、弁護士、税理士、市民活動団体関係者などである。

これら二つの基準は、同じくNPO法人の会計基準を扱うものであるが、そのアプローチの仕方

が異なっている。本小論においては、これら二つの基準を検討することによって、NPO法人の会計基準が備えるべき特質を考えてみたい。

## 2. 『会計の手引き』における財務諸表体系

NPO法が規定する計算書類は、①収支計算書 ②貸借対照表 ③財産目録である。これら以外に、設立申請時には収支予算書の提出が求められている。

『会計の手引き』においては、NPO法人が比較的小規模な法人が多く、また事務負担能力にも自ずと限界が存在するとの前提で、基準が定められている。この『会計の手引き』は公益法人会計基準をベースとして、NPO法人の計算書類の作成を論じている。まず、収支計算書から見ていくこととしよう。

『会計の手引き』において収支計算書として示されている様式例は、以下のようなものである。

### 年（年度） ① 会計収支計算書

年　月　日から　年　月　日まで

(特定非営利活動法人の名称)

科目	金額		
(資金収支の部)			
I 経常収入の部			
1 会費・入会金収入	xxx	xxx	
...			
2 事業収入	xxx		
○○事業収入	xxx		
△△事業収入	xxx		
...	xxx	xxx	
3 ...		xxx	
...			
経常収入合計			xxx
II 経常支出の部			
1 事業費			
○○事業費	xxx		
△△事業費	xxx		
...	xxx	xxx	
2 管理費			
...	xxx	xxx	
3 ...			
...			

経常支出合計			×××
経常収支差額			×××
III その他資金収入の部			
1 固定資産売却収入		×××	×××
…			
2 …		×××	×××
…			
その他資金収入合計			×××
IV その他資金支出の部			
1 固定資産取得支出		×××	×××
…			
2 …		×××	×××
…			
その他資金支出合計			×××
当期収支差額			×××
前期繰越収支差額			×××
次期繰越収支差額			×××
(正味財産増減の部)			
V 正味財産増加の部			
1 資産増加額		×××	×××
当期収支差額(再掲)			
…		×××	
2 負債減少額		×××	
…			
増加額合計			×××
VI 正味財産減少の部			
1 資産減少額		×××	×××
当期収支差額(再掲)(マイナスの場合)			
…		×××	
2 負債増加額		×××	
…			
減少額合計			×××
当期正味財産増加額(減少額)			×××
前期繰越正味財産額			×××
当期正味財産合計			×××

この収支計算書は、NPO法人の一定期間の収入、支出を記載したものである。『会計の手引き』では、大きく「資金収支の部」と「正味財産増減の部」に区分している。

「資金収支の部」はさらに、経常的な収入支出を記載する「経常収入の部」「経常支出の部」と経常収支以外の臨時的・一時的な収入支出を記載する「その他資金収入の部」「その他資金支出の部」に細分されている。

『会計の手引き』においては、「正味財産増減の部」が設けられている。NPO法においては必ずしも正味財産の増減計算書が求められているものではないが、貸借対照表との関係において、この「正味財産増減の部」が設けられたものと考えられる。もし、この「正味財産増減の部」が収支計算書に記載されなければ、次期繰越収支差額と貸借対照表の正味財産との差額について、何らかの注記が必要となるであろう。そのような意味でも、この「正味財産増減の部」は必要と思われる。

『会計の手引き』では、この収支計算書を会計帳簿から誘導的に作成することを求めている。そのため、日常の記帳において一取引二仕訳を求めている。これは、『会計の手引き』が公益法人会計基準をベースとしているからである。そこでは、資金取引と非資金取引の両者のかかわる取引について、次のような仕訳を求めている。

#### 固定資産取得の例

(借方) 土地購入支出 ×××

(貸方) 現金 ×××

(借方) 土地 ×××

(貸方) 土地購入額 ×××

この一取引二仕訳は、通常の企業会計では行われない処理である。それゆえ、以下のような簡便法も示している。

#### 固定資産取得の例（期中の処理）

(借方) 土地購入支出 ×××

(貸方) 現金 ×××

そして、決算のときに、次の仕訳を行う。

(借方) 土地 ×××

(貸方) 土地購入額 ×××

あるいは、期中においては、通常の企業会計と同じ処理を行う方法も示されている。

#### 固定資産取得の例（期中の処理）

(借方) 土地 ×××

(貸方) 現金 ×××

そして、決算のときに、次の仕訳を行う。

(借方) 土地購入支出 ×××

(貸方) 土地購入額 ×××

いずれにしても、この資金取引と非資金取引との両者にかかる取引を一取引二仕訳として行う処理は、公益法人会計になじみのない人間にとっては、難解と思われる。

次に貸借対照表の様式例は、以下のようなものが示されている。

## 年（年度） ① 会計貸借対照表

年 月 日現在

(特定非営利活動法人の名称)

科 目	金 額		科 目	金 額	
I 資産の部			II 負債の部		
1 流動資産			1 流動負債		
…	× × ×		…	× × ×	
…	× × ×		…	× × ×	
…	× × ×		…	× × ×	
…	× × ×				× × ×
流動資産合計	× × ×		流动負債合計		
2 固定資産			2 固定負債		
…	× × ×		…	× × ×	
…	× × ×		…	× × ×	
…	× × ×				× × ×
…	× × ×		固定負債合計		
固定資産合計	× × ×		負 債 合 計		
資産合計	× × ×		III 正味財産の部		
			前期繰越正味財産	× × ×	
			当期正味財産増加額(減少額)	× × ×	
			正味財産合計	× × ×	
			負債及び正味財産合計	× × ×	

貸借対照表は、N P O 法人の事業年度末における財産の状態を示すものである。借方には資産の部、貸方には負債の部と正味財産の部がある。正味財産の部は、企業会計で言えば資本の分に相当する。収支計算書に正味財産増減の部を設けたのは、貸借対照表の正味財産の部との連係を図るためにある。

最後に、財産目録を確認しておこう。財産目録の様式例は、以下のようなものが示されている。

## 年（年度） ① 会計財産目録

年 月 日現在

(特定非営利活動法人の名称)

科 目・摘 要	金 額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金			
現金 現金手許有高	× × ×		
普通預金○○銀行○○支店	× × ×		

未収金 ××年度会費×名分	×××		
..... .....	×××		
..... .....	×××		
流动資産合計		×××	
<b>2 固定資産</b>			
土地 ○○平米	×××		
利付国債 ○○銘柄	×××		
..... .....	×××		
..... .....	×××		
固定資産合計		×××	
資産合計			×××
<b>II 負債の部</b>			
<b>1 流動負債</b>			
短期借入金 ○○銀行○○支店	×××		
預り金 職員に対する源泉所得税	×××		
..... .....	×××		
..... .....	×××		
流动負債合計		×××	
<b>2 固定負債</b>			
長期借入金 ○○銀行○○支店	×××		
退職給与引当金	×××		
..... .....	×××		
..... .....	×××		
固定負債合計		×××	
負債合計			×××
正味財産			×××

財産目録には、貸借対照表の付属明細書としての位置付けが与えられている。記載項目はほぼ貸借対照表と同じであるが、各項目ごとに具体的な内容や数量が記載される。企業会計の場合にはその作成が必ずしも要請されないが、N P O 法人の場合には必要とされる計算書類である。

これまで見てきたように、『会計の手引き』は公益法人会計基準を基礎として、N P O 法人における会計処理を行う立場であった。これに対して、企業会計を基礎としてN P O 法人の会計処理を行おうとするものが『会計指針公開草案』である。次に、『会計指針公開草案』が提唱する財務諸表体系を概観することとしよう。

### 3. 『会計指針公開草案』の財務諸表体系

『会計指針公開草案』は米国の財務会計基準審議会（FASB）の非営利組織体の会計基準を基礎としている。そこでは、NPO法人に特有の部分はあるにせよ、基本的には企業会計と同じ体系が構想されている。なお、『会計指針公開草案』では標準型会計と簡易型会計の二つが示されているが、ここでは、標準型会計を取り上げることとする。

『会計指針公開草案』では、計算書類として①貸借対照表 ②財産目録 ③活動計算書 ④収支計算書の四種類を作成することを提唱している。最初に、貸借対照表から見ていくこととしよう。貸借対照表の様式は以下のとおりである。

貸借対照表			
年 月 日現在			
(借方)	資産の部	負債の部	(貸方)
I. 流動資産		I. 流動負債	
科 目	金 額	科 目	金 額
現金預金		未払金	
短期貸付金		短期借入金	
		流動負債合計	
		II. 固定負債	
		長期借入金	
		退職給与引当金	
		固定負債合計	
流動資産合計		負債の部合計	
II. 固定資産		純資産の部	
車両運搬具			
減価償却累計額	▲××	無拘束分	
土地		・時拘束分	
敷金		永久拘束分	
固定資産合計		純資産合計	
資産の部合計		負債・純資産合計	

▲××は、マイナスの金額を表す。

### 主要資産・負債明細表

現金預金	金額(円)
現金	
○○銀行○○支店普通預金	
××銀行××支店貯蓄預金	
○○銀行××支店定期預金	

郵便振替残高	
現金預金合計	
短期貸付金	
○○氏	
○○の会	
販売用資産合計	

主要資産・負債明細、以下略

## 物量資産明細表

内容	数量
緊急支援用毛布	着
救急箱	セット

(注記)

一時拘束分	保有形態	金額
○○助成金繰越分	○○銀行○○支店普通預金	
××事業積立金	××銀行××支店貯蓄預金	
一時拘束資産合計		

永久拘束分	保有形態	金額
○○基金	○○銀行××支店定期預金	
自然保全地域「○○の森」	土地	
永久拘束資産合計		

『会計の手引き』との違いは、純資産の部に見てとる事ができる。『会計の手引き』においては、正味財産の部と表現されていたが、その内訳は前期繰越正味財産の部と当期正味財産増加額（減少額）から構成されていた。それに対して、『会計指針公開草案』では純資産の部が、無拘束分、一時拘束分、永久拘束分に区分されている。

永久拘束純資産とは、資源提供者によって使途が永久に拘束された純資産をいい、利用目的が厳格に限定され、売却が禁止された資産と、永久的な運用収入を得ることを目的に寄贈された資産が、これに該当する。一時拘束純資産とは、資源提供者によって使途が一時的に拘束された純資産をいい、特定の事業活動への支援に利用目的が限定された資産、特定の期間に投資期間が限定された資産、特定の将来期間に利用期間が限定された資産、固定資産の取得に使途が限定された資産がこれに該当する。無拘束純資産とは、資源提供者によって使途が拘束されていない純資産をいい、サービス提供等の事業活動から得られる正味期間収益、無拘束の寄付金、投資資産の運用益等がこれに

該当する。

これらの区分表示によって、当該NPO法人の純資産の状況が明らかになることが期待される。永久拘束分、一時拘束分などの区分は、資源提供者の意思によって決定されるものである。そして、それらが具体的にどのような形態で保有されているかについては、貸借対照表に続く注記でそれを示すように、『会計指針公開草案』では提唱されている。

財産目録については、『会計の手引き』とは異なり、貸借対照表に続けて主要資産・負債明細表を掲げる事により、全体として財産目録とする案が提唱されている。財産目録が貸借対照表の付属明細表としての位置付けであるならば、そのようなアプローチも容認されるのではないかと思われる。

活動計算書は、『会計指針公開草案』で独自に提唱されている計算書類である。NPO法においては、その作成が義務付けられてはいないが、NPO法人のアカウンタビリティの観点から作成が提唱されているものである。活動計算書の様式は、以下のとおりである。

活動計算書		(備考)	
年 月 日～ 年 月 日			
<b>I. 運営収支の部</b>			
科 目	金 額		
1. 本来活動の部			
[運営収入の部]			
会費			
寄付金			
助成金			
一時拘束資産からの振替			
運営収入の部合計	(1)		
[運営費用の部]			
プログラムA	(a)	→地域別活動内容別	
プログラムB	(b)	などで区分する。	
管理活動費	(c)		
運営費用合計	(2)		
本来活動による当期運営収支差額	(1) - (2) = (3)		
2. 非本来活動の部			
[運営収入の部]			
○○事業収益	(4)		
[運営費用の部]			
○○事業経費	(5)		
非本来活動による当期運営収支差額	(4) - (5) = (6)		

当期運営収支差額	(3) + (6) = (7)	→以下の部分は、総会等の決定に基づく剰余金の処分を表す。
(本来活動+非本来活動)		→総会等に提出する場合には、(9)(10)を記載しない。
期首純資産(無拘束分)	(8)	→一時拘束資産がなければ、省略してよい。
一時拘束分への繙入	(9)	
永久拘束分への繙入	(10)	
期末純資産(無拘束分)	(7) + (8) - (9) - (10) = (11)	
<b>II. 一時拘束純資産増減の部</b>		
期首純資産(一時拘束分)		
助成金		
無拘束分からの繙入	(9)	→総会等の決定に基づく。
無拘束分への振替		→拘束の解除を表す。
期末純資産(一時拘束分)	(12)	
<b>III. 永久拘束純資産増減の部</b>		
期首純資産(永久拘束分)		→永久拘束資産がなければ、省略してよい。
寄付金		
無拘束資産からの繙入	(10)	→総会等の決定に基づく。
期末純資産(永久拘束分)	(13)	
期末純資産合計	(11) + (12) + (13)	→貸借対照表の純資産の部合計に一致。

活動計算書は、企業会計における損益計算書に相当するものと考えられる。すなわち、活動計算書は、貸借対照表の純資産を変動させる取引を記載する計算書と捉えることができる。

活動計算書は、運営収支の部、一時拘束純資産増減の部、永久拘束純資産増減の部に区分される。これらの区分は、貸借対照表の純資産の部の三区分（無拘束分、一時拘束分、永久拘束分）に対応するものである。すなわち、貸借対照表の無拘束純資産の増減の原因是、活動計算書の運営収支の部によってその明細が明らかとなるのである。同様に、貸借対照表の一時拘束純資産の増減の原因是、活動計算書の一時拘束純資産増減の部によって、永久拘束純資産の増減の原因是、永久拘束純資産増減の部によってそれぞれ明らかとなる。

運営収支の部は、さらに本来活動の部と非本来活動の部に細分される。これは、NPO法人の本来の活動である特定非営利活動と「その他の事業」に係る活動とを区分経理することが要請されているが、その要請に適うものであると思われる。区分経理の要請は、本来の活動である特定非営利

活動に係る会計と、特定非営利活動以外の事業に係る会計とを区分して、それぞれの会計を行うことを要請するものと考えられる。ただ、そのように特定非営利活動に係る会計と、「その他の事業」に係る会計とを完全に分離した形で行うと、当該NPO法人の全体の姿が見え難くなってしまうという問題が発生する可能性が高い。そこで、『会計の手引き』では、総括表を作成することを推奨している。それよりは、活動計算書において行われている区分計算を取り入れたほうが、当該NPO法人の活動をより説明できるのではないかと思われる。

活動計算書は、小規模なNPO法人にとっては煩雑なものとなるかもしれない。だが、ここにおいて行われている計算は、基本的には、運営収入から運営費用を差し引いて運営収支差額を計算する構造となっている。それは、企業会計において行われている収益から費用を差し引いて利益（損失）を計算する会計計算となんら変わらないのである。簿記、会計になじみのある人間ならば、それほど苦労なく理解できると思われる。

最後に、収支計算書であるがその様式は、以下のとおりである。

収支計算書	
年　月　日～年　月　日	
I. 事業・管理活動による収支	
収入の部	
科　目	金　額
会費収入	
助成金収入	
○○事業収入	
雑収入	
収入の部合計	(1)
支出の部	
科　目	金　額
給料支出	
賃借料支出	
郵送費支出	
印刷・製本費支出	
○○事業支出	
支出の部合計	(2)
事業・管理活動収支差額	(1) - (2) = (3)
II. 資金運用活動による収支	
短期貸付金回収	(4)
固定資産購入支出	(5)
資金運用活動収支差額	(4) - (5) = (6)

III. 資金調達活動による収支	
短期借入金	(7)
長期借入金返済	(8)
資金調達活動収支差額	(7) - (8) = (9)
当期収支差額	(3) + (6) + (9) = (10)
期首現預金残高	(11)
期末現預金残高	(10) + (11)

標準型会計では、資金の範囲を現金預金に限定している。それは、企業会計でいえば、キャッシュフロー計算書に相当するものである。標準型会計では、複式簿記を前提に記録を行っている。それゆえ、収支計算書は会計帳簿から誘導的に作成することはできない。活動計算書や会計帳簿をもとに作成することとなる。ただ、それほど面倒な作業は必要ないであろう。上の様式例を見てもわかるとおり、一部の修正で作成可能となると思われる。収支計算書の期末現預金残高は、貸借対照表の現金預金残高と結びついている。

#### 4. 終わりに

NPO法人は、特定非営利活動を行うことを主たる目的とする団体である。非営利組織体の特徴として、次の点をあげることができるであろう。

- (1) 提供した資源の量に比例した見返りを期待しない資源提供者から相当額の資源を受領すること。
- (2) 利益を得ること以外に財貨またはサービスを提供する目的があること。
- (3) 売却や譲渡等が可能な所有主請求権が存在しないこと、あるいは当該組織体の清算にさいして資源の残余分配を得る権利をともなった所有主請求権が存在しないこと。

これらの特徴を持つ非営利組織体の会計に求められることは、当該組織体の現在および将来の資源提供者およびその他の情報利用者が、非営利組織体に資源を配分するさいに合理的な意思決定を行えるよう、彼らに有用な情報を提供することであると考えられる。すなわち、彼らにとって必要な情報とは、提供した資源が当該組織の目的に沿って適切に使われたか、また、当該組織が将来にわたってサービス等を提供する能力を維持しているのか等であると考えられる。もしそうであるとするならば、より詳細な情報を提供できる財務諸表体系が望ましいと考えられる。

『会計指針公開草案』が提唱する活動計算書は、NPO法ではその作成が求められていない。しかし、NPO法人が将来さらに活動の場を広げるとするならば、より多くの人の参加を必要とするであろう。より多くの人の参加を求めるためには、当該NPO法人の活動をより多くの人々に認めてもらう必要があるであろう。そのためには、情報公開が大きな力となるであろう。必要最低限の公開ではなく、市民社会の中で足場を築くためにも、自主的に、積極的に詳細な情報を開示することが必要であろう。統一的な会計基準が望まれる所以である。

## 参考文献

- NPOアカウンタビリティ研究会『NPO（特定非営利活動）法人等の会計指針公開草案』1998年。
- 黒川保美、鷹野宏行、船越洋之、森本晴生訳『FASB NPO会計基準』中央経済社、2001年。
- 熊谷則一、菅野豊、磯貝秀俊『NPO法人なるほどQ&A—基礎知識から会計・税務まで』中央経済社、2003年。
- 斎藤力夫、田中義幸編著『NPO法人のすべて』税務経理協会、2003年。
- シリーズ『解説・NPO法案』シリーズ、2002年。
- 杉山学、鈴木豊編著『非営利組織体の会計』中央経済社、2002年。
- 高山昌茂『Q&A 非営利法人の会計・税務要点解説』清文社、2003年。
- 松原明編著『非営利セクターを支える仕組みとは』シリーズ、2001年。
- 松原明、轟木洋子編著『NPO支援税制がよくわかる本・図解』シリーズ、2003年。
- 松原明『新版・NPO法人ハンドブック』シリーズ、2003年。

## On a Accounting system of Non-profit organization

Fujio Aida

In this article, we have examined accounting system of Non-profit organization. Then, we have found out that there are two major types of accounting reporting for Non-profit organization. Two of such systems, the one based on charitable corporation accounting system and the other based on business accounting system, are generally accepted accounting systems. Because of its adaptability, business accounting system is better accounting system of Non-profit organization.

**Key Words:** Accounting System, Non-profit organization, charitable corporation accounting system